

世田谷区総合支所番号発券機システム開発導入・保守業務委託  
プロポーザル公告文

以下のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年11月15日

世田谷区

1. 件名

世田谷区総合支所番号発券機システム開発導入・保守業務委託  
保守業務委託の契約は、平成29年度以降を予定している。

2. 委託内容

区民サービスの向上、繁忙期の場内混雑緩和を図るため番号発券機システムの導入  
保守を行う。業務概要は以下のとおり。

(1) 番号発券機システムの調達

番号発券機システムに係るハードウェア

番号発券機システムに係るソフトウェア

(2) 番号発券機システムの導入・運用

(3) 利用者用研修の実施

(4) 問い合わせ対応、障害対応

(5) システムの保守(別契約)

3. 履行期間

(1) 番号発券機システムの開発導入について

契約の日から平成29年9月30日まで

本業務については平成29年度も契約する予定がある。契約については年  
度ごとに行うこととし、平成29年度以降の契約については本事業にかか  
る予算が区議会で議決されることを要件とする。

(2) 番号発券機システムの保守管理

システム導入から平成34年3月31日まで

4. 提案限度額

41,170,000円(税込み)

(参考)内訳

開発・導入 31,350,000円(税込み)

保守(5年間) 9,820,000円(税込み)

提案限度額は、開発・導入から保守までの契約を含む額とする。

上記の提案限度額は契約の日から5年間の合計額である。

契約は単年度ごとに行うものとし、平成29年度以降の契約については対象の業務にかかる予算が区議会の議決を得られることを条件とする。また、対象の業務にかかる予算が削減、変更された場合には契約を締結しない場合がある。

5. 本件プロポーザルの参加資格

提案書提出時において、次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置をうけている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

6. 参加表明書の提出

平成28年11月15日(火)から平成28年11月25日(金)まで

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)

提出場所及び方法：担当部課まで直接持参すること。(郵送不可)

7. 質問の提出

提出期間

平成28年11月29日(火)から平成28年12月8日(木)午後5時まで

提出方法

電子メールで提出すること。なお、電話や来庁による質問は応じない。

回答方法

電子メールにより、質問者名を隠し、プロポーザル参加者全員に回答を行う。

8. 提案書の提出期限

提出期限：平成28年12月19日(月)午後5時(厳守)

提出場所：「12. 担当部課」に同じ

提出方法：窓口で直接持参すること(郵送不可)

受付時間は午前9時から午後5時まで。土、日、祝日を除く。

9. 提案書の評価基準

- (1) 来庁者へのサービス向上に関する事項
- (2) 窓口担当職員の運用改善に役立つ機能に関する事項
- (3) 設置条件に関する事項
- (4) 維持管理・保守に関する事項
- (5) 税外収入事業に関する事項
- (6) 事業計画に関する事項
- (7) その他追加提案に関する事項

( 8 ) 価格に関する事項

1 0 . 提案書の審査及び選定

第一次審査（提案書）第二次審査（プレゼンテーション）を行う。第一次、第二次審査を通じて総合的に審査を行い、評価点の最も高い事業者を契約候補者として選定する。

1 1 . その他

- ( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨、日本語及び日本国通貨に限る。
- ( 2 ) 契約保証金 免除
- ( 3 ) 契約書作成の要否 要
- ( 4 ) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有
  - ・平成 29 年度世田谷区総合支所番号発券機システム開発導入・保守業務委託
  - ・世田谷区総合支所番号発券機システム保守委託（長期継続契約）保守契約は平成 34 年 3 月 31 日まで
- ( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口 「12 . 担当部課」に同じ
- ( 6 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ( 7 ) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- ( 8 ) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ( 9 ) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- ( 10 ) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ( 11 ) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。

1 2 . 担当部課

世田谷区地域行政部窓口調整・番号制度担当課

世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号（第 1 庁舎 3 階）

担当 吉原、藤原

電話 03-5432-2139 FAX 03-5432-3069

メールアドレス：SEA01045@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。土、日、祝日を除く。